

認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業の実施について

保健福祉部

1 事業案の趣旨、目的及び背景

本事業は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）に入居する要介護者等のうち、家賃、食材料費及び光熱水費の負担が困難な低所得者に対して、費用負担の軽減を行う認知症高齢者グループホーム運営事業者に、予算の範囲内において助成金を交付することにより、低所得な認知症高齢者のサービス利用環境の向上、経済的負担の軽減を図ることを目的として実施しようとするものである。

なお本事業は、「君津市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（平成30年度から令和2年度）において、低所得者対策として実施を検討することとしている事業であり、介護保険の地域支援事業（任意事業）として実施し、財源構成は、国 38.5%、県 19.25%、市 19.25%、第1号被保険者（65歳以上）保険料 23%となっている。

2 対象者及び軽減額

（1）対象者

本制度における軽減の対象者は、君津市の介護保険被保険者で、認知症高齢者グループホームに入居している、以下の①～③全ての要件に該当する者とする。

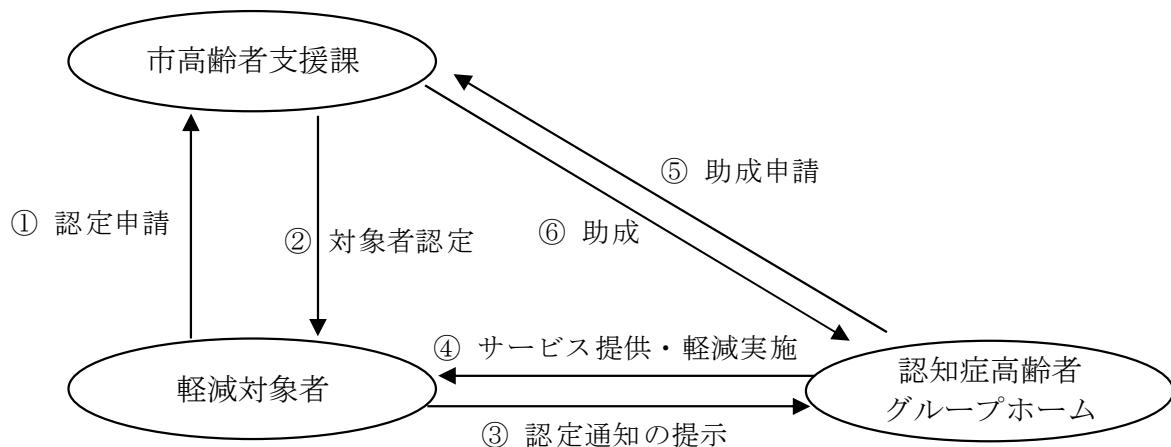
所得要件	<p>① 市町村民税非課税世帯であること。 ※ 別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も市町村民税非課税であること。</p> <p>② 老齢福祉年金を受給している、または本人の前年の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む。以下同じ。）と合計所得金額の合計額が80万円以下であること。</p>
資産要件	<p>③ 預貯金等が一定額以下（単身で1,000万円、夫婦で2,000万円）であること。</p>

- ※ 法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費（特別養護老人ホーム等、介護保険施設の入所者に係る食費・居住費の補足給付制度）のうち第1段階、第2段階該当者に相当。
- ※ ただし、生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者、介護保険料を滞納している者、法第67条から第69条に規定する介護保険料の滞納等に起因する保険給付の制限を受けている者については軽減の対象としない。

(2) 軽減額

日額 1,000円

3 制度の全体像



4 施行日等

令和元年8月1日とし、軽減対象者認定申請、その他施行させるために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができるものとする。